

行政文書一部公開決定通知書

24 住区第 142 号
平成 25 年 1 月 16 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成24年12月5日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	志段味ヒューマン・サイエンス・タウン整備推進連絡会議及び作業会議の配布資料・議事録	
行政文書の公開の日時及び場所	日時	平成25年1月18日 午前 4 時 午後
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎1階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	別紙のとおり。	
備考	<決定を行った所管課・公所> 住宅都市局まちづくり企画部区画整理課 TEL 052-972-2755	

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。
TEL:052-972-3153 (直通) FAX:052-972-4127

行政文書公開請求 文書一覧
 (志段味ヒューマン・サイエンス・タウン整備推進連絡会議及び作業会議)

開催日	会議名	行政文書の名称	○存在 —不存在	備考(行政文書の一部を公開しない理由)
H19.11.5	作業部会	配布資料一式	○	資料9(ガイドウェイバスシステム志段味線について)「課題(高架延伸)」の検討の一部については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号(審議、検討又は協議に関する情報)に該当し、率直な意見の交換が妨げられる、または、未確定の段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。
		議事メモ(議事録)	—	—
H20.12.10	作業部会	配布資料一式	○	公開
		議事メモ(議事録)	○	議事内容の一部については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号(審議、検討又は協議に関する情報)に該当し、率直な意見の交換が妨げられる、または、未確定の段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。
H24.1.17	作業部会	配布資料一式	○	資料5(志段味地区土地利用計画図)「凡例表示」の一部については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号(法人等に関する情報)に該当し、公にすることにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるため。
		議事メモ(議事録)	○	議事内容の一部については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号(法人等に関する情報)に該当し、公にすることにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるため。 議事内容の一部については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号(審議、検討又は協議に関する情報)に該当し、率直な意見の交換が妨げられる、または、未確定の段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。
H24.8.22	連絡会議	配布資料一式	○	資料6(中志段味地区における市有地(野田農場北側・49街区・約1ha)について)の一部については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号(個人に関する情報)に該当し、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたいと認められるため。 資料5(志段味地区土地利用計画図)「凡例表示」の一部及び資料6の一部については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号(法人等に関する情報)に該当し、公にすることにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるため。
		議事メモ(議事録)	○	議事内容の一部については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号(法人等に関する情報)に該当し、公にすることにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるため。 議事内容の一部については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号(審議、検討又は協議に関する情報)に該当し、率直な意見の交換が妨げられる、または、未確定の段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。
H24.9.28	分科会	配布資料一式	○	資料1(なごやサイエンスパークBゾーンについて)「3. 最近の動向」の一部については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号(法人等に関する情報)に該当し、公にすることにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるため。
		議事メモ(議事録)	○	議事内容の一部については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号(法人等に関する情報)に該当し、公にすることにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるため。 議事内容の一部については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号(審議、検討又は協議に関する情報)に該当し、率直な意見の交換が妨げられる、または、未確定の段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。
H24.10.25	専門部会	配布資料一式 議事メモ(議事録)	○ —	公開 —